

日本イコモス国内委員会

JAPAN ICOMOS INFORMATION

第3期 第4号 1996年 5月20日 発行

国際専門分科委員会への参加について

委員長・石井 昭

わが日本イコモスの1995年次総会(同年12月16日開催)では、重要な協議事項の一つとして、ICOMOS傘下にある国際専門分科委員会 INTERNATIONAL SPECIALIZED SCIENTIFIC COMMITTEES への今後の対応方針という問題を取り上げ、出席各位のご意見をうかがいました。私はかねてより、この種の組織に日本イコモス会員がもっと幅広く積極的に参加するべきであろう、と考えていたからです。

過去30年間にわたり国際専門分科委員会は次第に数が増え、現在、15委員会が活動しています。すなわち、① STONE, ② CULTURAL TOURISM, ③ ARCHITECTURAL PHOTOGRAMMETRY, ④ HISTORIC GARDENS AND SITES, ⑤ WOOD, ⑥ VERNACULAR ARCHITECTURE, ⑦ ROCK ART, ⑧ HISTORIC TOWNS AND VILLAGES, ⑨ STAINED GLASS, ⑩ ARCHAEOLOGICAL MANAGEMENT, ⑪ TRAINING, ⑫ STUDY AND CONSERVATION OF EARTHEN STRUCTURE, ⑬ ECONOMICS OF CONSERVATION, ⑭ UNDERWATER CULTURAL HERITAGE, ⑮ WALL PAINTINGS です。加えて、⑯ ANALYSIS AND RESTORATION OF STRUCTURES OF ARCHITECTURAL HERITAGE がまもなく正式に発足します。

これらの中で日本イコモス会員が参加した実績をもつのは、私の知るかぎり、④⑤⑧⑩の4者にすぎません。

先の総会における協議では大方の意見が一致し、今後は積極的に参加するべく、関連情報を収集して周知を図り、有志を募ろう、という基本方針が立てられました。理事会と事務局はこの方針に沿って努力します。当<INFORMATION>も そのために役立てることとします。会員の皆様には、自薦・他薦を含め、上記の国際専門分科委員会の何れについてであれ、適任者をご推挙くださるようお願いいたします。また、会員外に適任者がおられる場合には、ご当人に入会をお勧めくださるとともに、その旨を理事会メンバーか事務局あてにご一報いただければ幸いです。

目次

1996年第1回理事会報告	石井 昭	2
「文化遺産記録作成指針」草案検討会議(ローマ)報告	斎藤英俊	4
PRINCIPLES FOR THE RECORDING OF MONUMENTS, GROUPS OF BUILDINGS AND SITES (DRAFT, 21-FEB-96)		7
イコモスの専門分科委員会の紹介	宗田好史	11
INTER-NET 上で見られる ICOMOS 関連の情報	宗田好史	13
会員だより - ユネスコ・パリ本部から	野口英雄	15
寄稿 - ユネスコ世界遺産センターから	栗林久美子	16
事務局よりのお知らせ		17

1996年第1回理事会報告

去る4月7日(土)の午後1時30分から約3時間、東京神田の学士会館で、本年次の第1回理事会が開催された。出席者は、顧問・伊藤延男、委員長・石井昭、理事・近藤公夫、西村幸夫、羽生修二、益田兼房、宗田好史、安原啓示、渡辺勝彦、渡辺保弘、事務局員・我妻綾子の各氏であった。報告・審議された事項は、以下の通りである。

1. ICOMOS第11回総会と国際シンポジウム

初めに委員長より次のような報告があった。

(1) 第11回総会(ソフィア、本年10月5~9日)に上程される予定の「文化遺産記録作成指針」に関し、既存草案を再検討する必要から、昨年末、ROBIN LETELLIER氏を議長とするAD HOC COMMITTEEが設置される運びとなり、委員1名を日本イコモスから派遣するよう要請された。急遽、人選の結果、斎藤英俊氏にお引受け願うこととし、その旨を1月21日付けで回答したうえ、同氏に2月20・21両日にローマで開かれた会議に出席してもらった。

(2) ブルガリア・イコモスのTODOR KRESTEV委員長から届いた2月12日付けの書簡によれば、国際シンポジウム(総会時開催)における論文発表予定者として登録された日本の会員は、足達富士夫、大河直躬、松本修自、西浦忠輝、渡辺定夫、片方信也、の6氏であり、全員の希望が受理されたものと思われる。

(3) 国際シンポジウム(主題 HERITAGE AND SOCIAL CHANGES)における第3セッション(METHODOLOGIES AND TECHNIQUES)の総括報告者をぜひ日本イコモスから選出して欲しいとの要請が、2月24日付けの書簡により、TODOR KRESTEV委員長から届いた。先方があらかじめ候補に挙げた田中琢氏(公務多忙のため辞退)と協議のうえ、西村幸夫氏を推挙することとし、氏の内諾を得て、その旨を3月4日付けで回答した。

一方、庶務担当・渡辺保弘理事より次のような報告があった。

(4) 論文発表予定者6氏に対して「文化財保護振興財団」の国際会議参加助成金を申請するよう勧めたところ、渡辺定夫氏を除く5氏が応募された。事務局が仲介して若干の調整を行い、3月18日、申請書を一括して同財団あて送付した。

以上の報告を了承したあと、次の2件を審議した。

(5) 総会時開催のPOSTER EXHIBITIONおよびHERITAGE SALONへの対応：—すでに<ICOMOS NEWS>と当<INFORMATION>を通じて全会員に案内されているとはいえ、個別の勧誘も必要であろうとの認識から、差し当たり、益田兼房・安原啓示両理事が文化庁関係者に、羽生修二理事がホイアン保存プロジェクト関係者に、POSTER EXHIBITIONへの参加をそれぞれ呼び掛けることとした。

(6) 総会出席者の把握と今後の協議：—「総会出席者は事務局に通報されたい」と当<INFORMATION>で再度お願いし、顔ぶれが判明した段階で、本部役員選挙にかかわる投票権の配分、委任状の準備などにつき協議することとした。

2. ICOMOSビューロー会議

去る3月26~29日にイスラエルで開催された標記の会議に関連して、本部副会長・伊藤延男氏より、a)氏が今期のGAZZOLA PRIZEの選考委員長に選ばれたこと、b)アジア太平洋地域から次期副委員長候補が立っていないので地域別運営に従来とは異なる措置が必要となるであろうこと、c) ICOMOS本部事務局のパリ市内における移転が本決まりになったこと、等が紹介された。

3. 国際専門分科委員会への参加

各種専門委への日本イコモス会員の幅広い参加を促すべく昨年次総会で合意された基本方針に沿って、次のように若干の審議を行なった。

(1) WOOD 専門委：— わが会員が従来から大いに活躍している部門であり、来る4月14～20日にイギリスで催される見学会・シンポジウムにも伊藤延男氏・松本修二氏が参加される。この専門委との関係は今後も重視する。

(2) HISTORIC TOWNS AND VILLAGES 専門委：— 来る4月18～23日にハンガリーで開かれる ANNUAL MEETING への出席者を当<INFORMATION>を通じて募ったが、目下のところ応募がない。従前どおり VOTING MEMBER は 上野邦一氏とし、その旨を書簡で委員長から先方の TAMAS FEJERDY 委員長に伝える。

(3) 最近、日本イコモスに呼び掛けが届いているのは、以下のような専門委である。
・ UNDERWATER CULTURAL HERITAGE, ・ WALL PAINTINGS, ・ ARCHAEOLOGICAL HERITAGE MANAGEMENT, ・ VERNACULAR ARCHITECTURE, ・ ANALYSIS AND RESTORATION OF STRUCTURES OF ARCHITECTURAL HERITAGE. 当面、これらの専門委への対応を優先する。

4. 役員人事

飯田喜四郎氏より公務多忙のため監事を辞任したいとの申し出があったので、審議の結果、これを承認し、後任は石澤良昭氏にお願いすることとした。

5. 入会承認・会費徴収・会員カード配布

標記の諸件について事務運営を円滑化するべく、審議の結果、基本的には慣行を尊重しつつ、一部を修正し、今後は以下のように措置することとした。

(1) 入会：— 会員2名以上の推薦を得た入会希望者は、随時、申込書を事務局に提出できる。理事会で入会が承認されると、その時点から、日本イコモスの内部においては会員とほぼ同等の処遇を受ける。次いで、年末開催の総会でこれが追認され、年初提出の新名簿が ICOMOS 本部で受理されると、その時点から正式の会員になる。

(2) 会費：— 会費は正式の会員として認められた年次から徴収する。

(3) 会員カード：— 従来は会費納入確認後に領収書と共に送付していたが、今後はこれを改め、会費請求時に原則として全員へ一斉に配布する。

6. SCIENTIFIC JOURNAL

委員長と渡辺保弘理事から次のような紹介と報告があった。

(1) SCIENTIFIC JOURNAL / JOURNAL SCIENTIFIQUE は1993年に創刊されたICOMOSの専門誌で、SHERBAN CANTACUZINO 氏を代表者とする EDITORIAL BOARD によって編集され、年間2冊の刊行を原則としている。既刊分を列举すると、第1巻は会員論文集、第2巻は特集 HISTORIC TOWNS、第3巻は会員論文集、第4巻は特集 VENICE CHARTER、第5巻は特集 THIRTY YEARS OF ICOMOS となる。第1・2巻はスペインで、第3・4・5巻はハンガリーで製作された。頒価は1部10ドル(非会員20ドル)である。

(2) 事務局では、会員にサンプルを示す意味も兼ねて、1994年に第4巻・VENICE CHARTER 特集号を125部(当該年次の会員数)発注したが、95年9月に僅か5部だけ送られてきた。本年1月に至り、代金の請求が来たので8,000FFを納入したが、まだ現物は届かない。届きしだい、当時からの会員に1部ずつ配布する。

7. その他

事業担当・益田兼房理事より次のような提案があり、これを了承した。

ノルウェーの KJUT EINAR LARSEN 博士が「日本の木造建築遺産の保存手法への国際的理解の進展およびその世界遺産登録に果たした貢献」により1996年日本建築学会文化賞の有力候補に挙げている。受賞が実現したら5月末に来日されるので、記念講演会と祝賀会を、建築学会歴史意匠委員会と共同で催すこととしたい。

(理事会報告 文責・石井 昭)

記録作成のガイドライン策定に関する イコモス・アドホック委員会会議（ローマ）参加報告

東京芸術大学 齋藤 英俊

【会議参加への経緯】

1月下旬、日本国内委員会の石井会長から突然の電話があり、「2月20日頃にローマで文化財の記録作成のガイドライン策定についての会議があり、その会議に日本のイコモスから表を出すように要請されている。ついては、これまで参加できる会員をあたったが、誰もいないので、齋藤が参加してくれないか。」とのことであった。私は会長が大変お困りの様子だったので「私は適任ではないが、どうしても他に出席できる人がいない場合は、期待に添えるようなことは出来ないが引き受けます。」ととりあえずの返事をしたのであるが、結局は会議へ参加せざるを得ない状況となった。

【ローマ会議に至るまで】

私は「記録作成のガイドライン」の件も今回の会議の件も石井会長からの電話を受けるまでは全く知らないことであったが、石井会長から受けた説明や後に配布された資料から、今回の会議に至るまでの経緯についてまとめると以下のようなことであった。

- 1 英国とフランスのイコモス国内委員会が共同で作成した「記念建造物・建造物群・遺跡の記録作成のためのガイドライン」が、1994年から95年にかけて各国国内委員会に配布され、これに対する意見が求められた。
- 2 日本は1995年の7月31日付けで、当ガイドラインの内容に関し賛成であり、イコモス総会において国際的な合意が得られるように支援する旨を英国国内委員会宛に回答した（注1）。
- 3 ドイツ、米国等の国々から英国国内委員会によせられた回答の多くは、記述に関していくつかの指摘もなされていたが、基本的には提案されたガイドラインに賛成するものであった。
- 4 しかし、カナダからはこのガイドラインが対象とする範囲、記録作成の概念や手法、記録作成と調査の関係など、いくつかの基本的事項における問題点が指摘された。
- 5 ガイドラインは、1995年9月にポーランド・クラコフで開催された顧問委員会に提出されたが、この会議において、カナダ・イコモスより、イコモスの手続き書の規程に従ってイコモスの学術委員会で再検討されるべきとの申し入れがあり、学術委員会の一つであるところのCIPA（建築写真測量委員会）に再検討が委ねられた。
- 6 イコモス執行委員会からCIPAに対して、再検討のための特別委員会を作るように要請があり（注2）、その委員長にはRobin Letellier氏（カナダ「記録作成、文書、情報の管理」のためのCIPA第4ワーキング・グループ座長）が選任された。

（注1）95年12月に開催された国内委員会総会において、この件に関しての討議が行われ、若干の議論はあったが、ガイドラインを作成することに賛成することで合意が得られている。

（注2）イコモスの「原則に関わるテキストの採択に関する手続き」には「原則に関わるテキストの作成や研究は専門の国際委員会またはその目的のために執行委員会より選任された特別委員会によらなければならない」と規定されている。

【会議の参加者】

以上の経緯によって、記録作成のアドホック委員会が設けられ、2月20日（火）、21日（水）の両日にわたって、ローマのICCROM本部を会場として開催されたの

である。参加者は以下に掲げる13人であった(注3)。

Donald Hankey (英国)
Herb Stovel (カナダ)
Jukka Jokilehto (ICCRROM)
Herman van Hooff (UNESCO世界遺産センター)
Hideo Noguchi (UNESCO文化局)
Hidetoshi Saito (日本)
Leo van Nispen (ICOMOSブルーシールド担当)
Carlos Jhon (ペルー)
Gail Sussman (イスラエル)
Robin Letellier (CIPA)
Silvio Zancheti (ブラジル)
Liora Shahal (ICCRROM96年度建築コース研修生代表)
Alain Godonou (ベニン・オブザーバー)

なお、「ガイドライン」の共同提案国であるフランス代表は参加を強く要請されていたにもかかわらず出席しなかった。このほか、参加が予定されていたスリランカ代表も欠席であった。また、Leo van Nispenは20日欠席、Liora Shahalは21日欠席で、なぜかベニンのオブザーバーは第一日目の最初の1時間程席に着いていただけで、その後は姿を現さなかった。

(注3) どのような理由でこれらの国が選ばれたのかについては、説明はなかったが、日本の参加が求められた理由の一つは、既に千冊を超える重要文化財建造物の修理工事報告書刊行の実績があるからとのことであった。

【討議の内容と成果】

会議はまず、会議の参加者の自己紹介と、この会議で期待する成果等についてのコメントが求められ、次いで、英国・フランス案(以後、V1と略す)のガイドラインについての自由な意見交換となった。この自由討議のなかから抽出された諸問題を、

- a 目的は何か、対象とする文化財は何か、誰を対象としたガイドラインなのかなどの基本的な事項
- b ガイドラインの全体構成の問題、
- c ガイドラインの一つ一つの記述の表現や用語の問題
などに分類され、順次検討することとなった。

そして、これらの検討の結果は、この会議における最終案(V4。V1から数えて、2日間の会議の間にバージョン4まで作られた)に反映されている。

なお、V2作成の段階で、内容がガイドラインではなく原則(Principles)であるということになり、表題が変えられた。

討議された問題は様々であったが、主要な内容について2点紹介する。

a 対象とする文化財

討議の導入部でまず話し合われたのは、「このガイドラインが対象とする文化財とは何か？」であった。この点での参加者全員の共通認識がなければその後の議論はかみ合わず、すれ違いとなるだけだからである。この点について、V1はヨーロッパ社会が文化財として捉えてきたMonumentsやSitesだけを対象とする、固定的で視野の狭いものであるとの批判があった。文化財の概念の今日的な視点と問題意

識、すなわち、自然と農耕や信仰との関係を示す文化遺産や、変化を前提とした少数民族の民俗文化の保存、文化財の在り方の多様性、有形文化財の中の無形の部分の価値などが考慮されていないとの意見である。この議論は、そもそもイコモスという組織がどこまでの文化財を対象とするのかという根本的な問題を含んでいる。結局は、この会議としては、ヴェニス憲章の16条を根拠とした指針作りという枠組みのなかで考えるということに落ち着き、その対象は「Monuments, Groups of buildings and Sites」という表現のままとしたが、記述の中で有形の文化財のなかに含まれる無形の価値の記録にも配慮することとなった。

b 記録保存の意味

議論の成果として注目されるもう一点は、記録作成(Recording)に積極的な意味が付けられたことである。ヴェニス憲章16条においては、記録は単に文化財に関わったときの義務としての位置づけであるが、今回の討議の結果、「記録作成はあらゆる時点で文化財の情報を捕捉する行為である」とし、「その行為は保存のプロセスの重要な部分である」との認識に達した。このことは改訂されたV4文書の前言に記述されている。

会議の最終案であるV4文書の構成は次のようになっている。

前言

- 1章 記録作成の理由
- 2章 記録作成の責任
- 3章 記録作成の計画
- 4章 記録の内容
- 5章 記録の管理と共同利用

【ローマ会議以後の動き】

ローマ会議以後は、Donald Hankey、Herb Stovel、Jukka Jokilehto、Robin Letellierの4名で、V4の記述の表現の仕方、用語の問題などを再検討する、各参加者はV4をもう一度検討し、その後に気づいた問題等を連絡するという事で散会した。また、この会議の結果はこの3月にイスラエルで開催されたイコモス幹事会で報告されている。

その後は英国国内委員会で検討した結果がV4に手を入れた状態で送られてきたほか、Herb Stovelから「前言にあるヴェニス憲章16条の引用は不要ではないか」といった意見が出され、参加者の意見を求められている。現在はこのような状況であり、まだ、V5文書の確定したものは送られてきていない。今後は以下のように進められる予定となっている。

- 1 6月8～10日に開催されるイコモス執行委員会において最終案が検討され、承認される。
- 2 7月5日までに書類はイコモスの各国内委員会に送付される。これは、今秋10月にブルガリア・ソフィアで開催されるイコモス総会までの3ヶ月間に各国国内で再検討する期間を設けるためである。
- 3 10月に開催されるソフィアにおけるイコモス総会で討議され、採択される。

以上、ローマ会議出席の報告とする。

なお、V4文書の全文を以下に掲げるが、先に記したようにこの文書はあくまでも途中の検討段階のものであることをお断りしておきたい。

Proposal for approval by all member countries of ICOMOS

PRINCIPLES FOR THE RECORDING OF MONUMENTS, GROUPS OF BUILDINGS AND SITES

As the cultural heritage is a unique expression of human achievement in the creation of monuments, groups of buildings and sites; and

as this cultural heritage is continuously at risk in many ways, and

as the responsibility for conserving and maintaining the cultural heritage rests not only with the owners but also with the professions, managers, politicians, administrators, and those directly involved at all levels of government, and indeed all sectors of society, and

as article 16 of the Charter of Venice states:-

"In all works of preservation, restoration or excavation there should always be precise documentation in the form of analytical and critical reports, illustrated with drawings and photographs. Every stage of the work of cleaning, consolidation, rearrangement and integration, as well as technical and formal features identified during the course of the work, should be included. This record should be placed in the archives of a public institution and made accessible to research workers."

therefore it is essential to record the nature of the cultural heritage.

In complementing the Venice Charter, the purpose of this document is to set out the principal reasons, planning, contents, management and sharing for the recording of monuments, groups of buildings and sites. Understanding, definition and recognition of the values of the cultural heritage is an essential basis for meaningful recording.

Recording is the capture of information which describes the physical configuration, condition and use of monuments, groups of buildings and sites, at points in time, and it is an essential part of the conservation process.

Records of monuments, groups of buildings and sites may include tangible as well as intangible evidence, and constitute a part of the documentation that can contribute to an understanding of associated values.

1 THE REASONS FOR RECORDING

1.1 The recording of the cultural heritage is essential:-

- a) to acquire knowledge in order to advance the understanding of cultural heritage, its values and its evolution;
- b) to promote the interest and involvement of the people in the preservation of the heritage through the dissemination of recorded information;
- c) to permit informed management and control of construction works and of all change to the cultural heritage;
- d) to ensure that the maintenance and conservation of the heritage is sensitive to its physical form, its materials, construction, and its historical and cultural significance.

1.2 Recording should be undertaken to an appropriate level of detail in order to:-

- a) provide information for the process of identification, understanding, interpretation and presentation of the heritage, and to promote the involvement of the public;
- b) provide a permanent record of all monuments, groups of buildings and sites that are to be destroyed or altered in any way, or where threatened by natural events or human activities;

- c) provide information for administrators and planners at national, regional or local levels to make sensitive planning and development control policies and decisions;
 - d) provide information upon which appropriate and sustainable use may be identified, and the effective management, maintenance programmes and construction works may be planned.
- 1.3 Recording of the cultural heritage should be seen as a priority, and undertaken especially:-
- a) when compiling a national, regional, or local inventory;
 - b) as a fully integrated part of research activity;
 - c) before, during and after any works of repair, alteration, or other intervention, and when evidence of its history is revealed during such works;
 - d) when total or partial demolition, destruction, abandonment or relocation is contemplated, or in the event of likely disaster;
 - e) during or following accidental or unforeseen disturbance which damages the cultural heritage; and
 - f) when change of use or responsibility for control occurs.

2 *RESPONSIBILITY FOR RECORDING*

- 2.1 The commitment at the national level to conserve the heritage requires an equal commitment towards the recording process.
- 2.2 The complexity of the recording and interpretation processes requires the deployment of individuals with adequate skill, knowledge and awareness for the associated tasks. It may be necessary to initiate training programmes to achieve this.
- 2.3 Typically the recording process may involve skilled individuals working in collaboration, such as specialist heritage recorders, surveyors, conservators, architects, engineers, researchers, archaeologists above and below ground, and other specialist advisors.
- 2.4 Cultural heritage manager is responsible for ensuring the quality and updating of the documentation.

3 *PLANNING FOR RECORDING*

- 3.1 Before new records are prepared, existing sources of information should be found and examined for their adequacy.
 - a) The type of records containing such information should be searched for in surveys, drawings, photographs, published and unpublished accounts and descriptions, and related documents pertaining to the origins and history of the building, group of buildings or site. It is important to search out recent as well as old records.
 - b) Existing records should be searched for in locations such as national and local public archives, in professional, institutional or private archives, inventories and collections, in libraries or museums.
 - c) Records should be searched for through consultation with individuals and bodies who have owned, occupied, recorded, constructed, conserved, or

carried out research into or who have knowledge of the building, group of buildings or site.

3.2 Arising out of the analysis above, selection of the appropriate scope, level and recording methods requires that:-

- a) The methods of recording and type of documentation should be appropriate to the nature of the heritage, the purposes of the record and the finance or other resources available. Limitations of such resources may require a phased approach to recording. Such methods might include written descriptions and analyses, photographs (aerial or terrestrial), rectified photography, photogrammetry, geophysical survey, maps, measured plans, drawings and sketches, or other modern technologies.
- b) Recording methodologies should, wherever possible, use non-intrusive techniques, and should not cause damage to the object being recorded.
- c) The rationale for the intended scope and the recording method should be clearly stated.
- d) The materials for recording must be archivally stable.

4 CONTENT OF RECORDS

4.1 Any record should be identified by:-

- a) the name of the building, group of buildings or site;
- b) a unique reference number;
- c) the date of compilation of the record;
- d) the name of the recording organisation;
- e) cross-references to related building records, photographic, graphic, textual or bibliographic documentation, archaeological and environmental records.

4.2 The location and extent of the monument, group of buildings or site must be given accurately; this may be achieved by description, maps, plans or aerial photographs. In rural areas a map reference or triangulation to known points may be the only methods available. In urban areas an address or street reference may be sufficient.

4.3 New records should note the sources of all information not obtained directly from the monument, group of buildings or site itself.

4.4 Records should include some or all of the following information:-

- a) the type, form and dimensions of the building, monument or site,
- b) the interior and exterior characteristics, as appropriate, of the monument, group of buildings or site,
- c) the nature, quality, cultural, artistic and scientific significance of the heritage and its components and the cultural, artistic and scientific significance of:
 - the materials, constituent parts and construction, decoration, ornament or inscriptions,
 - services, fittings and machinery,
 - ancillary structures, the gardens, landscape and the cultural, topographical and natural features of the site;

- d) the traditional and modern technology and skills used in construction and maintenance,
 - e) evidence to establish the date of origin, authorship, ownership, the original design, extent, use and decoration,
 - f) evidence to establish the subsequent history of its uses, associated events, structural or decorative alterations, and the impact of human or natural external forces,
 - g) the history of management, maintenance and repairs,
 - h) representative elements or samples of construction or site materials,
 - i) an assessment of the current condition of the heritage,
 - j) an assessment of the visual and functional relationship between the heritage and its setting,
 - k) an assessment of the conflicts and risks from natural or human causes, and from environmental pollution or adjacent land uses,
- 4.5 In considering the different reasons for recording (see Section 1.2 above) different levels of detail will be required. All the above information, even if briefly stated, provides important data for local planning and building control and management. Information in greater detail is generally required for the site or building owner's, manager's or user's purposes for conservation, maintenance and use.

5 *MANAGEMENT AND SHARING OF RECORDS*

- 5.1 The original records should be preserved in a safe archive, and the archive's environment must ensure permanence of the information and freedom from decay to recognised international standards.
- 5.2 A back-up copy of such records should be stored in a separate safe location.
- 5.3 Copies of such records should be accessible to the statutory authorities, to concerned professionals and to the public, where appropriate, for the purposes of research, development controls and other administrative and legal processes.
- 5.4 Sufficient copies of the up-dated records should be readily available, if possible on the site, for the purposes of disaster relief, management, maintenance and research of the heritage.
- 5.5 The format of the records should be standardised, and records should be indexed wherever possible to facilitate the exchange and retrieval of information at a local, national or international level.
- 5.6 The effective management, assembly and distribution of recorded information requires, wherever possible, the understanding and the appropriate use of up-to-date information technology.
- 5.7 The location of the records should be made public.
- 5.8 A report of the main results of any recording should be disseminated and published, when appropriate.

イコモスの専門分科委員会の紹介

イコモスには、現在16の専門分科委員会 (International Scientific Committee) が設置され活動を続けています。この中にはその分野の出版物、研究書、会報などを活発に発行し、会員の皆様によく知られている委員会、例えば木の委員会 (ICOMOS International Wood Committee/IIWC) 歴史都市集落委員会 (ICOMOS International Committee Historic Towns and Villages/CIVVIH) など日本からの参加も比較的多くみられます。一方、活発に活動を続けながらも、日本から参加する会員がほとんどいない委員会もあります。日本イコモスでは、このインフォメーションで会員の皆様に改めてこれら16の委員会を紹介し、参加を呼びかけたいと思います。次頁に委員会名と会長及び連絡先リストを掲載しました。

これら委員会については、1990年総会で提起され翌91年にAdvisory Committee (5月) とBureau Meeting(8月)でそれぞれ承認された「エゲル・プリンシプル(The Eger Principles for the International Scientific Committee)」によって、その運営方法、組織、会員、事務局、財政などが決められています。委員会ごとに委員は任命されていますが、投票権をもつ委員 (Voting Member) は各国内委員会からの正式な推薦が必要で、国内委員会はこの委員のみによって1票の投票権を行使できることになっています。一方投票に関わらない限り、イコモス会員の各委員会への自由な参加が認められており、その分野での専門家であれば会員でなくとも参加できます。日本国内委員会事務局に、各委員会から委員会やシンポジウムなどの開催案内が寄せられた折りには、このインフォメーションに速やかにも掲載しますのでぜひご参照下さい。国内委員会では、これまで特定の委員会に偏りがちであった日本からの参加をできるだけ幅広いものにしたいと思っています。また、今後はより幅広い分野の専門家の方々をお誘いし、日本からの参加、貢献を拡大していきたいと考えます。関心のある委員会事務局に直接連絡されても会報などのメーリング・サービスが受けられる場合がありますので、直接連絡されることもお奨めします。4委員会は電子メールアドレスが分かったので掲載しましたが、それ以外のものにつきましても、欧米にある事務局ではネットワーク化が進んでいますので、判り次第追ってお知らせします。

「建造写真測量委員会 (CIPA / International Committee for Architectural Photogrammetry)」

この委員会は、ISPRS/International Society of Photogrammetry and Remote Sensingの協力により、1969年に設立された3番目に古い委員会です。遺跡、文化財建造物の調査、記録技術の向上を目的としており、最近ではリモートセンシング技術の導入で、衛星から遺跡の発見、調査などを取扱っています。すでにヨーロッパを中心に15回のセミナー、会議を開催しており、今年2月にローマで開催された「記録作成ガイドライン策定に関するイコモス・アドホック委員会」の原案を作成しました。今年7月にはウィーンで開催されるISPRSの総会にあわせて委員会が開催されるとともに、11月にはインドネシア、バリ島でシンポジウムが予定されています。世界遺産にも第3世界を中心に、自然と文化の複合遺産という分類が最近増えています。これらの遺跡は、ある文明が築いた人間と自然の関わりにこそ、その価値があるといわれます。これらの遺跡の調査にはリモートセンシングや、砂漠や熱帯雨林で劣化する遺跡周辺の環境をモニターするなど、測量分野の役割は高まっています。

「木の委員会 (IIWC / ICOMOS International Wood Committee)」

わが国でもよく知られた委員会で、これまでも委員としての伊藤延男先生はじめ数多くの専門家の方々に参加されています。会議や出版物を通じて木造建造物などの保存技術、研究に関する高度で幅広い国際交流を行っている他 ICCROMと共催し木の保存に関する国際トレーニングコース運営にあたっています。会員登録は国内委員会を通じるか直接会長宛CV (履歴書) を送るよう指示されています。インターネット交信のもっとも盛んな委員会です。「文化財建造物の構造解析と修復技術委員会 (International Committee for Analysis and Restoration of Structures of Architectural Heritages)」 昨年設立したばかりのもっとも新しい委員会で文化財修復のための構造力学、材料工学、構法、防災などの分野での国際技術交流を目的とし、現在委員募集中です。 (文責: 宗田好史)